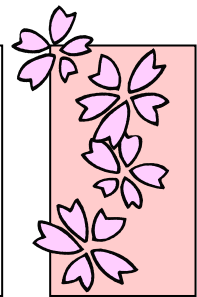


税理士みむらの

プチ経営塾



政府広報、日経新聞より

マイナンバー(社会保障・税番号制度)が始まります



平成27年10月より国民1人ひとりに対する個人番号(マイナンバー)が通知され、平成28年1月から一定の行政手続きでマイナンバーが利用できるようになります。

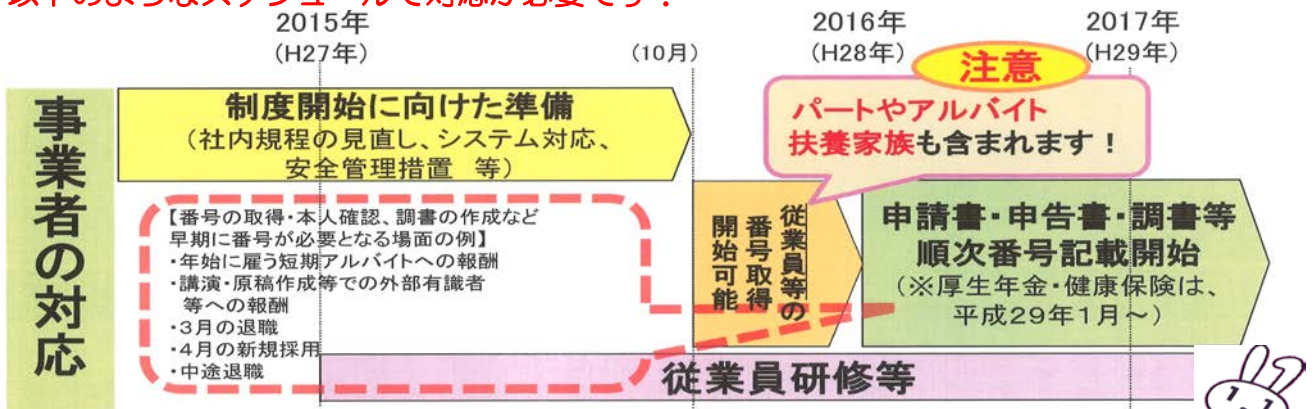
マイナンバーとは、住民票を有するすべての人にそれぞれ12桁の番号を交付し、社会保障や税など、制度ごとに管理している情報を同一人物の情報であることが確認できるようにするものです。

マイナンバー今後の流れ



事業者の準備スケジュール(例)

以下のようなスケジュールで対応が必要です！

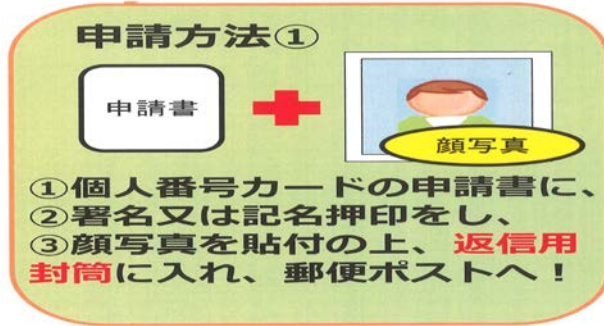


10月からマイナンバーの通知

- マイナンバーは住民票に記載された世帯ごとに送られます。
- 簡易書留で届きます。
 - ★ マイナンバーの「通知カード」
 - ★ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
 - ★ マイナンバーについての説明書類 の3つが入っています。



● 個人番号カードの申請



郵送も面倒な場合は・・・
スマートフォンで顔写真を撮影



オンライン申請も可能

● 個人番号カード受取

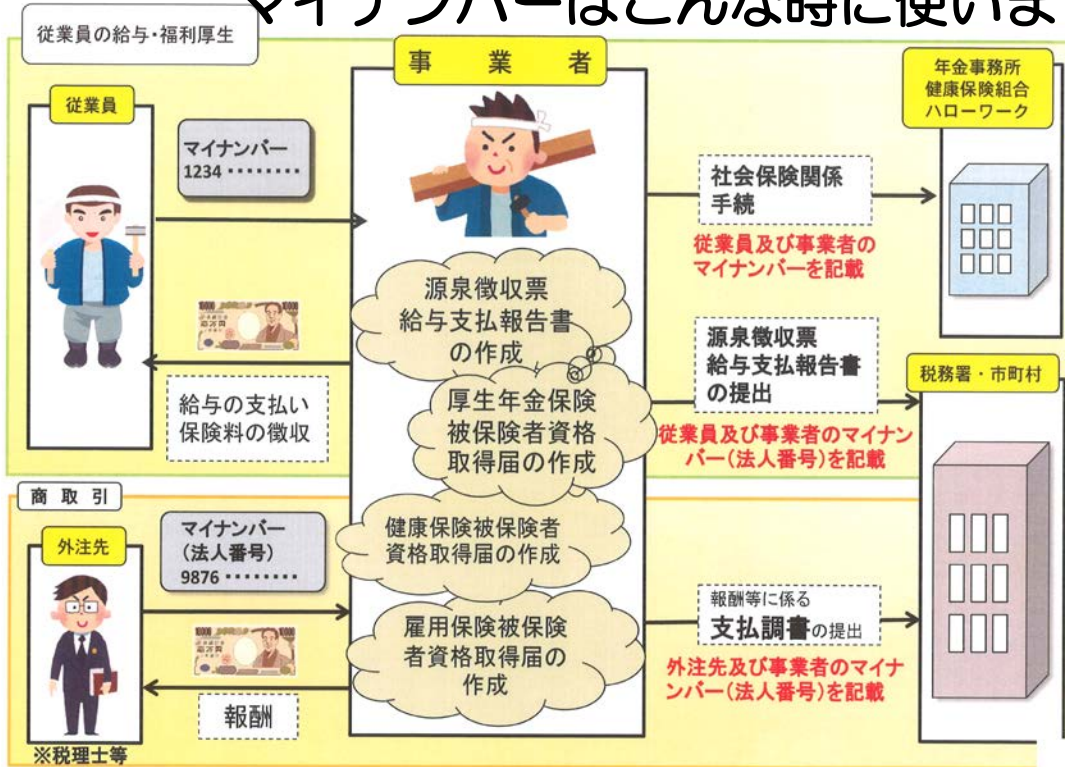
平成28年1月以降、本人が市区町村の窓口で受け取れます。
受け取りの際必要なもの

- 大切に保管していた「通知カード」
- 申請後に届く「交付通知書(はがき)」
- 運転免許証などの「本人確認書類」

※住基カードを持っている方は、返却が必要です。



マイナンバーはこんな時に使います

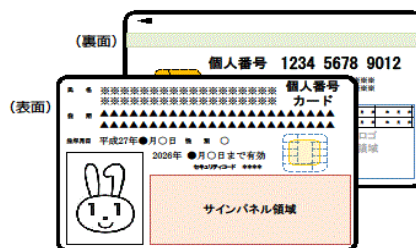


- 毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。
- 厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
- 証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します。
- 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。

マイナンバー制度のメリット・デメリット

メリット

- ・ 行政手続きの合理化
確定申告など
- ・ 社会保障サービス給付調整自動化
ネットで容易に
- ・ 所得把握が正確に
公平性の向上



デメリット

- ・ 個人情報大量流出
危険性が大
- ・ 行政の個人情報悪用
可能性が大
- ・ 多額のIT設備投資
- ・ 運営コスト増大